

賛助会員登録申請書



太枠内にご記入・ご捺印上身分証明書コピーをご提出ください。

フリガナ		性別	生年月日	
氏名	(印)	男・女	昭和・平成	年 月 日(才)
フリガナ				
住所	〒 -			
電話番号	自宅:	FAX:	携帯:	
パソコン	使用の有・無	E-mail address :		
		携帯メールアドレス:		
証明書	運転免許証 ・ パスポート ・ その他()			
紹介者氏名			連絡先	
法人会員	株式会社ビズ・プランニング			

下記の規約に同意・承認し会員登録を申請します。

NPO法人 マネー・マネージメント・アソシエーション 会員規約

第1条(会員規約)

本会員規約は、NPO法人マネー・マネージメント・アソシエーション(以下「MMA」という)の目的及び考え方に賛同しMMAに入会した会員が、MMAの会員として活動する際に、会員として心掛ければならない指針を示すものです。

第2条(MMAの目的)

MMAは消費者に対して金銭管理に関する重要性を広く普及させ認識してもらうために、学習を通じそのノウハウを身につけるための場を設置し、ひいては個人資産の管理のための安定的・効率的な活動を支援し、消費者の経済環境を改善し、結果的に社会全体の利益の増進に寄与することを目的としています。

第3条(会員)

(1)会員入会申込書に必要事項を記入の上、事務局宛てに提出し、下記の入会金・年会費を支払うものとします。

a) 入会金 法人会員 100,000円 賛助会員 8,000円

b) 年会費 法人会員 10,000円 賛助会員 1,500円

(2)会員に対してMMAは、金銭教育テキスト一式を贈呈します。

また、会員が希望すれば当該テキストの理解度測定を実施し、所定の成績を修めた者には修了証を交付します。

(3)会員に対してMMAが行う金銭教育事業に協力を求めることがあります。この場合、応分の対価を支払います。

第4条(会員の義務)

会員はMMA会員として節度ある行動を心掛け、MMA会員としての品格を持ち、MMAの名誉を傷つける行為を行わないと同時に次の各号による義務を負います。

(1)会員の権利を不正または公序良俗に反する目的で使用しないこと。

(2)会員の権利を営業行為に利用しないこと。

第5条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のひとつに該当したときは、その資格を喪失します。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき。

(3)正当な理由無く一年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

第6条(退会)

会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

第7条(除名)

会員が次の各号のひとつに該当するに至った場合は、これを除名することができます。

(1)この規約及び法令等に違反したとき。

(2)MMAの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3)その他、MMAが会員として不適切と判断したとき。

第8条(登録事項の変更)

(1)入会申込時にご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

(2)届け出のあった内容で、連絡がつかない等の不都合が生じた場合、MMAはいかなる責任も負いかねます。

第9条(拠出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとします。

第10条(協議事項)

本会員規約について紛議が生じた場合は、会員とMMAは誠意をもって協議するものとします。

NPO法人 マネー・マネージメント・アソシエーション事務局

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町18-11 プロサイドビル3F

TEL 03-6861-0500 FAX 03-6861-2730

振込先：三井住友銀行 神田支店 普通 2186081 NPO法人 マネー・マネージメント・アソシエーション